徳島県告示第５４４号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第１項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。

令和８年10月30日

徳島県知事　後藤田　正純

特別保護地区の名称	区域	面積	存続期間	特別保護地区の保護に関する指針	
				指定区分	指定目的
高丸山鳥獣保護区特別保護地区	勝浦郡上勝町大字旭字古屋敷の三等三角点高丸（標高1,438.7メートル）を起点とし、同所から登山道を北北東及び東に進み標高1,２５５メートルの地点に至り、同所から同登山道を南に進み人工林と広葉樹林帯との林相界に至り、同所から同林相界を南西に約２００メートル進んだ地点に至り、同所から同林相界を東に進み林道生実八重地線との交点に至り、同所から同林道を南東に約１７０メートル進み人工林と広葉樹林帯との林相界に至り、同所から同林相界を西、南西及び南東に進み林道生実八重地線との交点に至り、同所から同林道を南西に進み古屋敷の西方旭川上流の水源に至り、同所から同水源の谷を南西に上り上勝町と那賀町との境界線に至り、同所から同境界線を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	29ヘクタール	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで	森林鳥獣生息地	この区域の大半は、ブナを中心とする落葉広葉樹林であり、特に高丸神社付近のブナ林は原生林の状態で保存された貴重な樹林となっている。 また、地区全体が高丸山自然環境保全地域に指定されることで、自然環境の保全が図られており、多様な鳥獣の生息に適していることから、特別保護地区に指定し、当該区域の良好な生息地の確保を図る。
轟鳥獣保護区特別保護地区	海部郡海陽町平井の県道中部山渓轟公園線の第二王余魚谷橋を起点とし、同所から同県道を北に進み同県道終点に至り、同所から王	１２０ヘクタール	同	同	この区域は、海部川源流域の王余魚谷川を含むとともに、常緑広葉樹林から落

	余魚谷川を北に上り鍋割の滝に至り、同所から稜線を東に進み請ヶ峰から南西に派生する稜線の標高９６０メートルのピークに至り、同所から同稜線を南に約1．2キロメートル進み通称中小屋の稜線の分岐点に至り、同所から同稜線を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域				葉広葉樹林まで多様な自然林が残っており、多様な鳥獣の生息に適していることから、特別保護地区に指定し、当該区域の良好な生息地の確保を図る。